

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>1. 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳の交付等に関する事務 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び兵庫県療育手帳制度要綱に基づく、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳の交付、再交付、更新の申請、記載内容の変更及び返還における関係書類記載内容の確認業務及び兵庫県への進達事務を行う。</p> <p>2. 特別障害者手当等の支給等に関する事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当及び障害児福祉手当並びに経過的福祉手当の受給資格の認定請求(特別障害者手当及び障害児福祉手当に限る。)及び届出の受理、審査、支給に関する事務を行う。</p> <p>3. 自立支援給付・地域生活支援事業事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給)に関する事務及び地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>4. 障害児通所給付費支給等事務 児童福祉法の障害児通所給付費(児童発達支援、医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費等に関する事務を行う。</p> <p>5. 入所施設等への措置及び費用の徴収に関する事務 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、入所施設への措置及び費用の徴収に係る事務を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 障害者福祉システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第一の7、8、11、12、14、33の3、34、47及び84の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条及び第60条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二8、11、16、19、20、26、53、56の2、57、85、108及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第43条の3の2、第55条及び第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、53、67及び108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第27条、第38条及び第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宍粟市健康福祉部障害福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3101 / FAX 0790-63-3062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宍粟市健康福祉部障害福祉課 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 電話 0790-63-3101 / FAX 0790-63-3062

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 高年・障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長	—	課長	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	I-7 請求先	健康福祉部 高年・障害福祉課	宍粟市健康福祉部障害福祉課	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	健康福祉部 高年・障害福祉課	宍粟市健康福祉部障害福祉課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和2年10月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項及び別表第二8、11、16、19、20、26、53、56の2、57、85、108及び116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30及び31	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項及び別表第二8、11、16、19、20、26、53、56の2、57、85、108及び116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7、10、12、13の2、14、19、27、30、31、43の3の2、55及び59の2の2	事後	
令和2年10月15日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月15日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項及び別表第二8、11、16、19、20、26、53、56の2、57、85、108及び116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項及び別表第二の10、11、20、53、67及び108の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二8、11、16、19、20、26、53、56の2、57、85、108及び116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、53、67及び108の項	事後	
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年11月1日	I-1 ②事務の概要	1. 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の交付等に関する事務 身体障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の交付、再交付、更新の申請、記載内容の変更及び返還における関係書類記載内容の確認業務及び兵庫県への進達事務を行う。	1. 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳の交付等に関する事務 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び兵庫県療育手帳制度要綱に基づく、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳の交付、再交付、更新の申請、記載内容の変更及び返還における関係書類記載内容の確認業務及び兵庫県への進達事務を行う。	事後	
令和4年11月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の8、11、12、14、34、47及び84の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8、11、12、14、25、38及び60条	・番号法第9条第1項及び別表第一の7、8、11、12、14、33の3、34、47及び84の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7の2、8、11、12、14、24の5、25、38及び60条	事後	
令和5年2月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月28日	I-1 ②事務の概要	—	6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院措置に際して必要な同意を行う。	事前	
令和5年2月28日	I-4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、53、67及び108の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9、10、14、27、38及び55条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、23、53、67及び108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第16条、第27条、第38条及び第55条	事前	
令和5年4月28日	I-1 ②事務の概要	6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院措置に際して必要な同意を行う。	—	事前	
令和5年4月28日	I-4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、23、53、67及び108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第16条、第27条、第38条及び第55条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号及び別表第二の10、11、20、53、67及び108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第14条、第27条、第38条及び第55条	事前	
令和5年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	